利用料金表(地域密着特養・ユニット型個室)

利用料金 = 介護保険負担割合分 + 食費・居住費

<|割負扣>

				加算			
	要介護度	基本料金	サービス提供体制 強化加算	栄養マネジメント強化加算	介護職員等 処遇改善加算	IΒ	30日
	要介護	682	22	11	100	815	¥24,453
介	要介護 2	753	22	11	110	896	¥26,881
	要介護 3	828	22	11	121	982	¥29,446
護	要介護 4	90 I	22	11	131	1,065	¥31,943
	要介護 5	97 I	22	11	141	1,145	¥34,337

保 <2割負担>

険	要介護度	基本料金	サービス提供体制 強化加算	栄養マネジメント強化加算	介護職員等 処遇改善加算	I目	30日
負	要介護	1,364	44	22	200	1,630	¥48,906
4m	要介護 2	1,506	44	22	220	1,792	¥53,762
担	要介護 3	1,656	44	22	241	1,963	¥58,892
	要介護 4	1,802	44	22	262	2,130	¥63,886
割	要介護 5	1,942	44	22	281	2,289	¥68,674

<3割負担>

	>3司兵造2						
合			加算				
分	要介護度	基本料金	サービス提供体制 強化加算	栄養マネジメント強化加算	介護職員等 処遇改善加算	I B	30日
	要介護	2,046	66	33	300	2,445	¥73,359
	要介護 2	2,259	66	33	330	2,688	¥80,644
	要介護 3	2,484	66	33	362	2,945	¥88,339
	要介護 4	2,703	66	33	392	3,194	¥95,828
	要介護 5	2,913	66	33	422	3,434	¥103,010



食	負担限度額段階	基準			居住費	I目	30日
	第1段階	生活保護受給者			820	1,120	¥33,600
費・	第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の 年金収入額+合計所得金額が年額80万円 以下	かつ、預貯金等の合計が650万円 (夫婦は1,650万円)以下	390	820	1,210	¥36,300
居		世帯全員が市民税非課税であって、本人の 年金収入額+合計所得金額が年額80万円超 I 20万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円 (夫婦は1,550万円)以下	650	1,310	1,960	¥58,800
住	#E 4 FG D紹(フ)	世帯全員が市民税非課税であって、本人の 年金収入額+合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円 (夫婦は1,500万円)以下	1,360	1,310	2,670	¥80,100
費	第4段階	世帯に課税者がいる者、市民税本人課税者		1,445	2,006	3,451	¥103,530

※1. 加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

【その他の加算】

	(かんかかみ)					
円			適用			
	学 的 介 護進体制加算 I	40/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する等、必要に応じて情報を活用したケアを提供する			
協連	力 医 療 機 関 携 加 算	100/月	入所者の現病歴の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価する			
初	期 加 算	30/日	・新規入所から30日間 ・30日を超える病院、診療所への入院後に再度入所した場合 ・短期入所利用者が日を空けることなく一般入所した場合は、短期入所利用日数分を差引いて算定する			
外	泊 時 費 用	246/日	・入院、外泊された場合に算定(1ヶ月に6日を限度とし、入院・外泊の初日、最終日は除く)			
安 体	全 対 策 制 加 算	20 (入所初日のみ)	・事故防止のための指針整備 ・事故報告、再発防止策の提示・周知徹 ・事故防止を目的とした委員会・研修の実施 ・事故防止対策の担当者の選定・配置			

施設独自での利用者負担の軽減制度

※1.減免を希望される利用者様は、施設へ申請していただきます(所得状況の確認等)。

※2. 対象となった方の軽減の程度は、生活保護受給者は居住費の全額、負担限度額段階第2段階の方は居住費の I / 4、負担限度額段階3段階の方は居住費・食費の I / 4となっております。